寿都町高度無線環境整備推進事業に係る工事費助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ＮＴＴ東日本が受託した国の高度無線環境整備推進事業（令和２年度第２次補正予算）により、新たに光回線が整備される地区に住所を有する者に対し、光回線の設置工事に要する費用の一部を助成することにより、情報通信格差の是正及び新たな日常への対応（オンライン授業、テレワーク、遠隔医療など）並びに安定した事業継続に不可欠な加入の促進をすることを目的とする。

新たに光回線が整備される地区とは、政泊地区・湯別地区・歌棄地区（歌棄町歌棄の未提供地区、有戸、種前、美谷）・磯谷地区（鮫取澗、横澗、島古丹、能津登）の内、現在電話回線が提供されている地区とする。

（助成対象事業）

第２条　町長は、光回線の設置工事に要する費用の一部を助成するため、予算の範囲内で助成金を交付する。

２　助成金の交付を受けることのできる者は、令和５年３月３１日までに光回線の設置をする者で、本町内に住所を有し、新たに光回線が整備される地区に居住する個人・法人・団体とする。国の高度無線環境整備推進事業の目的の達成のため、家庭用（事業用）無線ＬＡＮ機器の設置・接続を要件に加えるものとする。

３　補助対象経費については、光回線の設置工事に要する費用とし、接続に必要な機器、端末（パソコンなど）の購入費や通信費などは除くものとする。

（助成額）

第３条　助成金の額は、１回線につき１０，０００円とする。

（助成金の交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者は、助成対象となる光回線設置工事後、寿都町高度無線環境整備推進事業に係る工事費助成金交付申請書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第５条　町長は、前条の申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、寿都町高度無線環境整備推進事業に係る工事費助成金交付認定簿（別記様式第２号）に登載のうえ助成金の交付の決定を行うものとする。

（助成金の認定通知及び交付）

第６条　町長は、前条の規定に基づく交付決定後、申請者に対し、寿都町高度無線環境整備推進事業に係る工事費助成金交付認定通知書（別記様式第３号）により通知するものとする。

２　町長は、前項の認定通知をしたときは助成金を交付するものとする。

（交付済助成金の返還等）

第７条　交付認定の取消し及び交付済助成金の返還等に関して必要な事項は、寿都町補助金等交付規則（昭和５４年規則第６号）の例による。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。